

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	中頓別町

中頓別町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中頓別町役場産業課産業グループ
所在地 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
電話番号 01634-6-1111
FAX番号 01634-6-1155
メールアドレス sangyo-g@town.nakatombetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス類（ハシブトガラス、ハブトガラス）、ハト類（キジバト、カラバト（ドバト））
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	中頓別町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草被害	28.2ha 3,158千円（概算）
	サイレージラップ	60個 85千円（概算）
	道路での交通事故被害	2件
ヒグマ	牧草（掘り起し被害）	10ha 未算出（概算）
	中頓別町管内一円に出没	54件 目撃情報による
キツネ	配合飼料	未算出
アライグマ	配合飼料	50kg 3.5千円（概算）
ネズミ	配合飼料	5kg 0.35千円（概算）
	サイレージラップ	10個 6千円（概算）
カラス類	バンカーサイロ	10,000kg 100千円（概算）
	サイレージラップ	80個 400千円（概算）
	牛	治療10頭 100千円（概算）
	配合飼料	10kg 7千円（概算）
ハト類	配合飼料	未算出

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業被害 春の雪解けとともに数十頭の群れが採草地に出没、牧草の食害・踏害・糞害を受けており、被害額こそ横ばいではあるが、個体数は年々増加しており、今後の被害拡大が危惧される。また、森林被害については河川沿いのやなぎの木の殆どが樹皮を剥がされ、山林の広葉樹・針葉樹についても被害が徐々に拡大している。 ・ 生活環境被害 道路横断に係る自動車との接触事故については、発生件数は一桁で推移しているが令和5年度は2件発生している。幸い人命を損なう事故には至っていないが、個体数の増加により事故の多発や人命への被害が懸念される。近年、家庭菜園等の盗食被害や庭先の鑑賞木の樹皮被害などの被害も徐々に増加している。
------	---

		エゾシカ被害（年度別）			
		年度	被害品目	被害物	被害額(概算)千円
		R 3	牧 草	22.5ha	2,520
		R 4	牧 草	27.0ha	3,024
		R 5	牧 草	28.2ha	3,158
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害 牧草下に生息する蛾や黄金虫の幼虫を捕食するために採草地を掘り起こす被害が発生している。また、デントコーン畑を電牧で囲って被害防止対策を行なっているがその被害は収まっていない。 ・生活環境被害 令和5年度出没件数について54件で、観光地である中頓別鍾乳洞周辺や道の駅周辺、民家付近などの生活環境エリアへの出没が年々増加しており、人に気づいても逃げない熊などいることから人身事故等の危険性がある。 				
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害 牛舎等へ侵入し、出産直後の仔牛へ噛み付き怪我させる被害がある。 ・生活環境被害 市街地の徘徊やコンポストを荒らすなど、生活環境被害エリアへの出没や被害があり、エキノコックス感染症による人的被害が懸念される。 				
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害 牛舎内の配合飼料やブドウ糖などの盗食被害が増加傾向である。なお、年間捕獲数のほとんどが農業関係施設での捕獲となっている。 ・生活環境被害 農業被害同様に平成20年度から家庭菜園等での盗食被害が発生。近年は家庭菜園特にトウモロコシが壊滅状態になるなど作付けを取止める方もおり、今後も被害の拡大が懸念される。 				
カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害 牛舎内での配合飼料の盗食、搾乳牛の乳房等をつつくなどの治療を伴う被害が続いている。 ・生活環境被害 生活環境エリアでの生息があり、家庭菜園への被害、人への攻撃被害がある。 				
ハト類	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害 牛舎内等での配合飼料の盗食が主となるが、病原菌などの感染症が懸念される。 				
<p>特に、エゾシカとアライグマについては、個体数が増加傾向であり、様々な対策をしているが被害が継続している。また、ヒグマの出没については、若い熊の生活エリアでの出没が年々増加傾向にあり、人を怖がらない熊（人に気づいても逃げない）や同じ場所への出没など発生する状況から人への警戒心を覚えさせる対策の必要があると思われる。</p>					

(3) 被害の軽減目標

指 標 (被害額)	現状値(令和5年度)	目標値(令和9年度)
エゾシカ	28.2ha 3,158千円	22.5ha 2,520千円
ヒグマ	10ha	5ha
キツネ	未算出	—
アライグマ	3.5千円	1千円
ネズミ	6.35千円	2千円
カラス類	607千円	500千円
ハト類	未算出	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する 取組	<p>エゾシカ</p> <p>ア. 有害駆除に対する報償金の支給</p> <p>イ. 通年を通して有害駆除を実施</p> <p>ウ. 新規狩猟免許取得者への助成</p>	<p>エゾシカの出没数は年々増加し、令和5年度は年間792頭の捕獲実績となっている。また、出没地域が生活エリアに近づいており、交通事故や人的被害の多発を危惧している。また、ハンターの高齢化が進んでおり、若手ハンターの育成も急務になっている。</p>
	<p>ヒグマ</p> <p>ア. 目撃情報が入り次第、現地確認・看板設置等の住民周知を実施している。</p> <p>イ. 必要に応じて猟友会に巡視や銃器・箱わなによる捕獲を委託している。</p>	<p>観光エリアや生活エリア付近への出没が増加していることから、人の生活エリアに近づけない対策や捕獲要件の緩和等の措置が必要である。また、デントコーン畑被害が拡大しつつある。</p>
	<p>キツネ</p> <p>ア. エキノコックス症感染防止対策に係る捕獲は町職員が対応している。</p> <p>イ. 農業被害については、農業経営者が直接、猟友会などに駆除を依頼している。</p>	<p>農業経営者とハンターとの間で円滑に処理がなされており、近年、キツネによる被害は減少傾向にもあるが、更なる被害軽減のための体制強化を継続する。</p>
	<p>アライグマ</p> <p>特定外来生物の防除の確認認定を受け防除を実施。町職員や町民が従事者となり駆除を行っており、令和2年度からは個人事業者に回収処理を業務委託している。</p>	<p>平成21年度に初めて5頭捕獲してから、年々捕獲頭数が増加して、令和5年度は275頭の捕獲実績となっている。主に配合飼料の被害が目立っている。今後、更なる捕獲機材の充実・従事者の拡大を行い、捕獲体制の強化を図る必要がある。</p>

	カラス類・ハト類 生活環境被害に係る捕獲は町職員が対応、農業被害については、農業経営者が直接、猟友会に駆除を依頼している。	農業経営者とハンターとの間で円滑に処理がなされているが、近年牛への被害が目立っていることから、更なる被害軽減のための体制及び捕獲を強化する必要がある。
防護柵等の設置に関する取組	防護柵については、設置していない。ヒグマ被害防止のため養蜂業者が小区画と民間会社のデントコーン畑に電気柵を設置している。また、民家付近の出没時は車両による追い払いを実施している。	防護柵については、鳥獣の農地への侵入防止にある程度の効果が期待できるが、設置費及び維持の膨大な費用、積雪による効果減少の課題が考えられたため導入していない。なお、クラクション以外での追い払いについては、現在も模索中で検討を継続する。
生息環境管理その他の取組	くくり罠購入補助及び猟銃免許取得に係る補助を継続。振興局で実施している狩猟免許出前教室等を有効に利用して、捕獲対策の強化や担い手の確保に努める。	補助制度や各種講習会の周知啓蒙を継続的に図りつつ、利用または受講者の拡大を目指す。

(5) 今後の取組方針

中頓別町、中頓別農業委員会、東宗谷農業協同組合中頓別支所、宗谷農業改良普及センター、宗谷森林管理署中頓別森林事務所、中頓別・浜頓別町森林組合、北海道猟友会南宗谷支部中頓別部会、鳥獣保護管理員等の関係者、関係団体で構成された中頓別町鳥獣害防止対策協議会を中心に有害鳥獣の生息状況の情報収集を実施する。また、その情報に基づき捕獲体制の整備を図るものとする。また、鳥獣被害対策実施隊の設置を早急に進める。なお、くくり罠による営農者自身の自己防衛のための購入補助制度や担い手対策のための猟銃免許取得に係る補助制度を継続していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲については、北海道猟友会南宗谷支部中頓別部会へ業務を委託している。エゾシカやヒグマについては、町の指示に基づき半矢を避けるために、ライフル銃を使用して捕獲を実施するものとし、キツネ、カラス類、ハト類の捕獲については、農業経営者と北海道猟友会南宗谷支部中頓別部会との取り決めにそって捕獲を実施する。生活環境に係るキツネのエキノコックス症感染予防及び市街地等におけるカラス類の営巣の除去（卵、ひな等の捕獲を含む）は中頓別町が中心となり実施する。なお、アライグマについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律に基づく防除」の確認・認定による捕獲としており、急激に個体数が増加していることから、はこわなの貸し出し促進や防除従事者講習会を開催し、防除従事者の拡大を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ	ハンターの負担軽減のため、捕獲個体の現地からの回収及び施設搬入を委託業者で実施。また、猟友会南宗谷支部と連携しながら若手ハンター育成のための研修会等を実施する。
	ヒグマ	猟友会南宗谷支部と連携しながら後継者育成のため、ヒグマ対策技術育成捕獲の実施を検討する。
	アライグマ	防除従事者講習会を開催することで、従事者を確保し、捕獲体制の強化を図る。
令和8年度	エゾシカ	ハンターの負担軽減のため、捕獲個体の現地からの回収及び施設搬入を委託業者で実施。また、猟友会南宗谷支部と連携しながら若手ハンター育成のための研修会等を実施する。
	ヒグマ	猟友会南宗谷支部と連携しながら後継者育成のため、ヒグマ対策技術育成捕獲の実施を検討する。
	アライグマ	防除従事者講習会を開催することで、従事者を確保し、捕獲体制の強化を図る。
令和9年度	エゾシカ	ハンターの負担軽減のため、捕獲個体の現地からの回収及び施設搬入を委託業者で実施。また、猟友会南宗谷支部と連携しながら若手ハンター育成のための研修会等を実施する。
	ヒグマ	猟友会南宗谷支部と連携しながら後継者育成のため、ヒグマ対策技術育成捕獲の実施を検討する。
	アライグマ	防除従事者講習会を開催することで、従事者を確保し、捕獲体制の強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数については、過去3ヶ年の実績を参考として、今後の捕獲数の増加を見込み、算出したものである。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	700	700	700
ヒグマ	-	-	-
キツネ	10	10	10
アライグマ	外来生物法の対象鳥獣であることから、可能な限り捕獲することとし、捕獲計画数を設定しない。		
カラス類	30	30	30
ハト類	5	5	5

捕獲等の取組内容

○エゾシカ

町は事前に有害駆除（個体数調整含む）の捕獲許可を北海道に申請する。地域住民からのエゾシカの出没・被害情報等の連絡により採草地及び地形的、環境的に出没が予想される山間部などを主体に、猟友会により銃器での個体数調整捕獲を実施する。また、くくり罠等の罠を用いて捕獲についても積極的に実施していく。なお、状況により一斉捕獲等の対策も実施していく。

○ヒグマ

目撃の通報が入った場合は、現地確認を行い、状況により看板設置、ハンターによる巡視、追い払い等を実施。それでも安全の確保及び被害軽減ができないと判断した場合は、銃器や箱わなによる捕獲を実施する。

○キツネ

生活環境に係るエキノコックス症感染予防のための捕獲については、町が箱わなで実施する。農業被害等の場合には、農業経営者からハンターに依頼し銃器・はこわな等による捕獲を実施する。

○アライグマ

生活環境及び農業被害も含め、「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律に基づく防除」の確認に基づき、箱罠及びエッグトラップにより町が主体となり実施する。ただし、被害拡大が予想されることから防除従事者講習会を開催し、自己防衛としての防除従事者の拡大を図る。

○カラス類・ハト類

生活環境エリア周辺の営巣による被害防止のための捕獲（手捕り）は町が実施する。農業被害等の場合には、農業経営者からハンターに依頼し銃器・はこわな等による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

罠は、設置に係る経費負担も大きく容易に移動が出来ず、くくり罠は捕獲技術の習得に期間を要する。また、近年の捕獲でエゾシカの警戒心が高くなり、近くまで寄る事が困難な状況となっている。ライフル銃は散弾銃より飛距離があり、半矢を避けるためにはライフル銃での捕獲が有効であるため、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃を所持させることで、効率的な捕獲体制を確立する。また、ライフル銃は殺傷能力が高いことから、適切な管理について指導していく。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
中頓別町	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

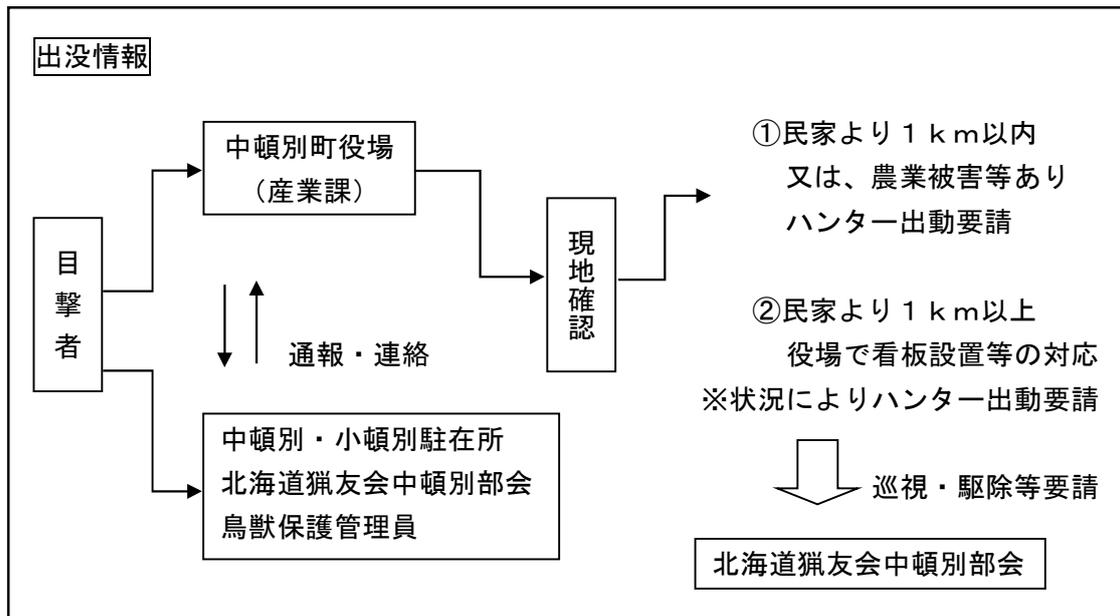
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス・ハト類	くくり罨購入補助及び猟銃免許取得に係る補助を継続。振興局で実施している狩猟免許出前教室等を有効に利用して、捕獲対策の強化や担い手の確保に努める。
令和8年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス・ハト類	くくり罨購入補助及び猟銃免許取得に係る補助を継続。振興局で実施している狩猟免許出前教室等を有効に利用して、捕獲対策の強化や担い手の確保に努める。
令和9年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス・ハト類	くくり罨購入補助及び猟銃免許取得に係る補助を継続。振興局で実施している狩猟免許出前教室等を有効に利用して、捕獲対策の強化や担い手の確保に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中頓別町（産業課）	現地調査、緊急時の連絡・付近住民周知
枝幸警察署中頓別駐在所	出没現場確認、付近住民周知
枝幸警察署小頓別駐在所	出没現場確認、付近住民周知
北海道猟友会中頓別部会	現地調査、出没現場巡視、駆除
中頓別町教育委員会	学校等との連絡・調整

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲等で捕獲した大型動物については、有害鳥獣等処理施設での処分を基本とし、搬出不能の場合に限り現地理却など関係法令に基づき適切に処理する。箱わな等で捕獲した小型動物の殺処分に関しては、止め刺しや炭酸ガス等の殺処分装置により安楽死処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自家消費または個人経営の食肉加工施設における食肉利用（エゾシカ肉）
ペットフード	自家消費におけるペットフード利用（エゾシカ肉）
皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	北海道立総合研究機構への試料提供（ヒグマ）

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中頓別町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
中頓別町（産業課） （総務課住民G）	事務局、情報収集、被害調査、捕獲
中頓別農業委員会	情報収集、被害調査
東宗谷農業協同組合中頓別支所	情報収集、被害調査
宗谷農業改良普及センター	情報収集、被害調査
宗谷森林管理署中頓別森林事務所	情報収集、被害調査
中頓別・浜頓別町森林組合	情報収集、被害調査
北海道猟友会南宗谷支部中頓別部会	情報収集、狩猟等情報提供、巡視、捕獲
鳥獣保護管理員	鳥獣生息状況等提供
中頓別町地域生活安全協会	情報収集、被害調査
北海道警察枝幸警察署中頓別駐在所	鳥獣出没状況等情報提供、緊急時対策
北海道警察枝幸警察署小頓別駐在所	鳥獣出没状況等情報提供、緊急時対策

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道（宗谷総合振興局）	鳥獣生息状況・被害防止対策等情報提供
北海道警察枝幸警察署	鳥獣出没状況等情報提供、緊急時対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本計画に基づき、中頓別町鳥獣被害防止対策協議会の内部に鳥獣被害対策実施隊を設置する。なお、鳥獣被害対策実施隊及び隊員に関する事項については、計画期間中に内容を検討し、必要な事務手続き等を行うこととする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策の実施については、近隣市町村との連携を図る。特にエゾシカ駆除については南宗谷（枝幸町、浜頓別町、中頓別町）として、各町村間の連絡体制を密として、広域的な捕獲、防除に努めることとする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし